

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福島県石川郡古殿町大字松川字前木112番地
氏名 有限会社水野運送店
代表取締役 水野 光芳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県中地方振興局長 林 昭彦



許可の年月日
許可の有効年月日

平成30年 8月 8日
平成35年 6月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻（特定有害産業廃棄物） ②汚泥（特定有害産業廃棄物） ③廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物） ④廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特別有害産業廃棄物） ⑤廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特別有害産業廃棄物） ⑥鉍さい（特定有害産業廃棄物） ⑦ばいじん（特定有害産業廃棄物） ⑧感染性産業廃棄物 ⑨廃石綿等
以上9種類

注）特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は、裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成 5年 7月 1日

変更許可年月日 平成 6年 1月 6日

変更許可年月日 平成 7年 4月 3日

変更許可年月日 平成 7年 7月 27日

更新許可年月日 平成10年 7月 1日

変更許可年月日 平成12年 3月 24日

変更許可年月日 平成15年 1月 17日

更新許可年月日 平成15年 7月 1日

更新許可年月日 平成20年 9月 12日

変更届出年月日 平成22年 8月 27日（代表者の変更）

更新許可年月日 平成25年 8月 27日

変更許可年月日 平成26年 4月 21日（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの特定有害産業廃棄物の項目追加）

変更許可年月日 平成28年 2月 26日（汚泥の特定有害産業廃棄物の項目追加）

更新許可年月日 平成30年 8月 8日（有効期間 平成30年7月1日～平成35年6月30日）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

燃え殻	カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。 以上6項目
汚泥	水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。 以上24項目
廃油	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。 以上12項目
廃酸	カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。 以上23項目
廃アルカリ	カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。 以上23項目
鉍さい	カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。 以上5項目
ばいじん	カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。 以上6項目